

○厚生労働省告示第三百二十二号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の施行に伴い、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十年九月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正）

第一条 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者(以下「労使当事者」という。)は、法第三十六條第一項の協定(労働時間の延長に係るものに限る。以下「時間外労働協定」という。)において一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一日を超える一定の期間(以下「一定期間」という。)についての延長時間(法第四百四十條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十六條第二項第四号に規定する労働時間を延長して労働させることができる時間をいう。以下同じ。)について協定するに当たっては、当該一定期間は一箇月とするものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者(以下「労使当事者」という。)は、法第三十六條第一項の協定(労働時間の延長に係るものに限る。以下「時間外労働協定」という。)において一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一日を超える一定の期間(以下「一定期間」という。)についての延長することができる時間(以下「一定期間」という。)について協定するに当たっては、当該一定期間は一箇月とするものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>

（職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部改正）

第二条 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第三 法第五条の三及び法第四十二条に関する事項(労働条件等の明示及び募集内容の確な表示)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 求人者等による労働条件等の変更等に係る明示</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 求人者等は、(一)の明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、イの方法によることが望ましいものであるが、ロなどの方法によることも可能であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 労働基準法第十五条第一項の規定に基づき交付される書面(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第五条第四項第一号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。)において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。</p> <p>(四) (略)</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>第三 法第五条の三及び法第四十二条に関する事項(労働条件等の明示及び募集内容の確な表示)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 求人者等による労働条件等の変更等に係る明示</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 求人者等は、(一)の明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいものであるが、次のロなどの方法によることも可能であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 労働基準法第十五条第一項の規定に基づき交付される書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。</p> <p>(四) (略)</p> <p>四・五 (略)</p>

(日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正)

第三条 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第五 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示</p> <p>一 派遣元事業主は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条の規定に基づき、日雇派遣労働者との労働契約の締結に際し、労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、労働時間に関する事項、賃金に関する事項（労使協定に基づく賃金の一部控除の取扱いを含む。）及び退職に関する事項について、書面の交付（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項ただし書の場合においては、同項各号に掲げる方法を含む。以下同じ。）による明示を確実に行うこと。また、その他の労働条件についても、書面の交付により明示を行うよう努めること。</p> <p>二 (略)</p>	<p>第五 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示</p> <p>一 派遣元事業主は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条に基づき、日雇派遣労働者との労働契約の締結に際し、労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、労働時間に関する事項、賃金に関する事項（労使協定に基づく賃金の一部控除の取扱いを含む。）及び退職に関する事項について、書面の交付による明示を確実に行うこと。また、その他の労働条件についても、書面の交付により明示を行うよう努めること。</p> <p>二 (略)</p>

（法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正）

第四条 法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成二十年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号。以下「規則」という。）<u>第五号第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する法人が行う規則第五号第六号の事業であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 次のいずれか二以上の事項に該当する規則第五号第一号に規定する医師会であること。</p> <p>(1) (4)（略）</p> <p>(5) 所在都道府県等において、<u>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十五条の二第二項に規定する国が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業を実施していること。</u></p> <p>(6)（略）</p> <p>ハ（略）</p>	<p>法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号。以下「規則」という。）<u>第五号第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する法人が行う規則第五号第六号の事業であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 次のいずれか二以上の事項に該当する規則第五号第一号に規定する医師会であること。</p> <p>(1) (4)（略）</p> <p>(5) 所在都道府県等において、<u>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十五条の二第二項に規定する地域産業保健センター事業を実施していること。</u></p> <p>(6)（略）</p> <p>ハ（略）</p>

（青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部改正）

第五条 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一 労働関係法令等の遵守

事業主、青少年の募集を行う者、募集受託者（職業安定法第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下において同じ。）及び求人者は、青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるようにするために、労働条件等の確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。

(一) 募集に当たって遵守すべき事項

イ ト (略)

チ 求人者等は、トの明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、イの方法によることが望ましいものであるが、(ロ)などの方法によることも可能であること。

(略)

(ロ)(イ) 労働基準法第十五条第一項の規定に基づき交付される

書面（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項第一号の規定に基づき送信される

フアクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して

情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む

。) において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあつては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

リ ツ (略)

改正前

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一 労働関係法令等の遵守

事業主、青少年の募集を行う者、募集受託者（職業安定法第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下において同じ。）及び求人者は、青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるようにするために、労働条件等の確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。

(一) 募集に当たって遵守すべき事項

イ ト (略)

チ 求人者等は、トの明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいものであるが、次の(ロ)などの方法によることも可能であること。

(略)

(ロ)(イ) 労働基準法第十五条第一項の規定に基づき交付される

書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあつては、削除される前

の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

リ ツ (略)

(二) 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

イ・ロ (略)

ハ 労働契約の締結に当たっては、労働基準法第十五条第一項の規定により、事業主は、青少年に対して、労働基準法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項として次に掲げる事項を明示しなければならないこと。この場合において、(イ)から(へ)までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、書面の交付(同条第四項ただし書の場合においては、同項各号に掲げる方法を含む。)により明示しなければならないこと。なお、これらの明示された労働条件が事実と相違する場合においては、同法第十五条第二項の規定により、青少年は、即時に労働契約を解除することができることに留意すること。

(イ) (カ) (略)

ニ・ホ (略)

二〇四 (略)

(二) 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

イ・ロ (略)

ハ 労働契約の締結に当たっては、労働基準法第十五条第一項の規定により、事業主は、青少年に対して、労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生労働省令第二十三号)第五条第一項各号に掲げる事項として次に掲げる事項を明示しなければならないこと。この場合において、(イ)から(へ)までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、書面の交付により明示しなければならないこと。なお、これらの明示された労働条件が事実と相違する場合においては、同法第十五条第二項の規定により、青少年は、即時に労働契約を解除することができることに留意すること。

(イ) (カ) (略)

ニ・ホ (略)

二〇四 (略)